

一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会
「認定医」制度細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会認定制度規則に基づき、認定医制度（以下「本制度」という。）の運営等の方針に関する事項を定め、本制度の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2章 認定医資格の認定申請に必要な条件

(申請条件)

第2条 一般社団法人日本遺伝子細胞治療学会認定制度委員会（以下「認定制度委員会」という。）に日本遺伝子細胞治療学会認定医（以下「認定医」という。）資格の認定の申請を行う者は、次の資格、要件を全てそなえていなければならない。なお、本条は2024年4月1日以降の申請から適用する。

- (1) 日本国の医師免許または、歯科医師免許を有すること
- (2) 申請時において日本遺伝子細胞治療学会に継続して24か月以上属しており、会費を完納していること
- (3) 遺伝子・細胞治療等に関する臨床・研究経験を有し、以下のいずれかに該当する実績が、認定制度委員会により妥当と判断されたこと
 - ① 遺伝子・細胞治療等の臨床研究または治験に代表者（責任医師・歯科医師）あるいは分担者（分担医師・歯科医師）として関わった経験を有すること
 - ② 認定申請時より起算して過去36か月間の本会学術集会における筆頭演者としての発表経験を有すること
 - ③ 遺伝子・細胞治療等に関する査読通過論文を3報以上有し、うち1報以上において筆頭著者あるいは責任著者であること
- (4) 認定申請時より起算して過去24か月間に1回以上本会学術集会に参加していること
- (5) 認定申請時より起算して過去24か月間に1回以上本会が主催する講習会に出席していること

(移行措置期間における申請条件に関わる特例措置)

第3条 本制度が導入される2022年4月1日から2024年3月31日までの申請については、制度導入の移行期間として、資格認定に要する資格、要件を以下のように定める。

- (1) 日本国の医師免許または、歯科医師免許を有すること
- (2) 申請時に本会の会員であり、会費を完納していること

- (3) 遺伝子・細胞治療等に関する臨床・研究経験を有し、以下のいずれかに該当する実績が、認定制度委員会により妥当と判断されたこと
- ① 遺伝子・細胞治療等の臨床研究または治験に代表者（責任医師・歯科医師）あるいは分担者（分担医師・歯科医師）として関わった経験を有すること
 - ② 認定申請時より起算して過去36か月間の本会が主催する学術集会における筆頭演者としての発表経験を有すること
 - ③ 遺伝子・細胞治療等に関する査読通過論文を3報以上有し、うち1報以上において筆頭著者あるいは責任著者であること
 - ④ 本会の評議員あるいは名誉会員であり、更に本会が主催する学術集会に過去1回以上参加し、かつ筆頭・共同演者を問わず研究成果を1回以上発表していること
 - ⑤ 認定申請時より起算して過去24か月間に1回以上、本会が主催する「臨床試験トレーニングコース」又は講習会に参加していること

第3章 認定医資格の更新申請に必要な条件

(更新申請条件)

第4条 認定医認定の更新の申請を行う者は、以下の資格、要件を全てそなえていなければならない。

- (1) 日本国の医師免許または、歯科医師免許を有すること
- (2) 申請時に本会の会員であり、会費を完納していること
- (3) 申請時に認定医の資格を有し、資格取得または、前回更新から36か月以内であること
- (4) 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時まで1回以上本会が主催する学術集会に参加していること
- (5) 資格認定日から更新申請時、2回目以降の更新申請においては直近の更新日から更新申請時まで1回以上本会が主催する講習会に出席していること
- (6) 申請者の海外留学、病気その他認定医制度委員会が認める正当な理由がある場合は24か月を限度に更新の延長を可能とする

第4章 申請のための提出書類

(認定申請時の必要書類・情報)

第5条 認定医資格認定の申請に必要な情報は、認定申請用に設定されたweb入力システムにより電子的に提出するものとする。なお、申請に必要な情報は本細則第2条に基づくものとする。ただし、2022年4月1日から2024年3月31日の申請に必要な情報については本細則第3条に基づくものとする。

第5章 審査料および登録料

(審査料)

第6条 審査料は次のとおりとする。

- (1) 認定審査料 20,000円
- (2) 認定更新審査料 10,000円

(審査料の返還)

第7条 既納の審査料は、いかなる理由があっても返還することまたは翌年度以降に繰り越すことはできない。

(登録料)

第8条 登録料は次のとおりとする。

- (1) 認定登録料 30,000円
- (2) 認定更新登録料 30,000円

(登録料の返還)

第9条 既納の登録料は、いかなる理由があっても返還することまたは翌年度以降に繰り越すことはできない。

第6章 申請の時期および申請先

(申請期間等の公示)

第10条 認定制度委員会は、認定医の認定および更新を申請する時期、その他について、遅くとも実施の2ヶ月前に公示する。

(審査の期限)

第11条 原則として、全ての審査は年度内に完了する。

第7章 雑則

(改廃)

第12条 本細則は、理事会の決議を経なければ改正、もしくは廃止することができない。

附則

1. 本細則は、2022年10月18日より施行する。
2. 本細則は、2023年1月30日より施行する。